T2R2 東京科学大学 リサーチリポジトリ
Science Tokyo Research Repository

論文 / 著書情報
Article / Book Information

論題	川崎市におけるホームレスの寝場所の移動と排除に関する研究
Title	The Movement of the Sleeping Places of Homeless People and the Exclusion of those People
著者	杉田早苗, 小林 宣洸, 土肥真人
Authors	Sanae Sugita, Nobuhiro Kobayashi, Masato Dohi
出典	都市計画論文集, Vol. 45-3, , pp. 751-756
Citation	Journal of the City Planning Institute of Japan, Vol. 45-3, , pp. 751-756
発行日 / Pub. date	2010, 10
権利情報 / Copyright	本著作物の著作権は日本都市計画学会に帰属します。本著作物は著作者である日本都市計画学会の許可のもとに掲載するものです。ご利用に当たっては「著作権法」に従うことをお願いいたします。

Powered by T2R2 (Science Tokyo Research Repository)

126. 川崎市におけるホームレスの寝場所の移動と排除に関する研究

The Movement of the Sleeping Places of Homeless People and the Exclusion of those People

杉田早苗*，小林宣洸**，土肥真人*
Sanae Sugita*, Nobuhiro Kobayashi**, and Masato Dohi*

After the enforcement of 'Act on Special Measures concerning Assistance in Self-Support of Homeless', the homeless use pattern of urban open space has changed dramatically. With the corporation of outreach service NPO, we have constructed the personal database of about 2600 homeless people in Kawasaki city. Adding the case study of exclusion of homeless people, we could trace the movement of homeless person and the transition of urban open space. As results, 1) two types of homelessness living correspond to place of sleeping are observed. 2) The segregation for homelessness in terms of space and time is being carried out throughout the urban open space.

Keywords: Homeless person, Movement of Sleeping Place, the Exclusion, Use of urban open space
ホームレス，寝場所の移動，排除，オープンスペースの利用

1．背景と目的

(1) 背景と目的

2002 年に「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」（以下、ホームレス自立支援法）が制定されて以降、各地ではホームレスの自立支援施設の設置が進められている一方で、かつてのホームレス小屋などは都市公園などのオープンスペースから姿を消してきている。しかしそれは自立支援策によってホームレス生活から脱却している者が増えた結果というよりも、公共空間からの一時的なホームレス排除の結果ではないかとの指摘もある。ホームレス自立支援法ではホームレスの公共空間の利用を認めず、支援プログラムに乗らない者を「社会生活を拒否する者」[1] とラベリングし、排除の対象としているからである。そこで本研究では、ホームレスにとって重要な場所である寝場所の移動を把握し、またその移動と様々な形態をとる排除との関係を考察することを目的とする。

(2) 研究の方法と構成

2 章では全国及び本研究の対象地である神奈川県川崎市の制度と現状を把握する。3 章では川崎市のホームレス支援 NPO が所有するデータを個人別データベース化し、寝場所の移動の実態と傾向を把握する。4 章ではヒアリング調査と資料調査からホームレスの排除事例と排除された場所の現在の利用状況を検証し、移動と排除の関係を分析する。5 章で総合的考察を行い、6 章で結論とする。

(3) 先行研究

ホームレスの生活の実態については、都市公園内でホームレスが場所を占有するメカニズムを明らかにしたもの[2] などがある。またホームレスと場所との関係に対して、地図上で統計的に分析したのち経済的な評価をしたもの[3] がある。他にもホームレスの排除を取り上げた研究では大阪天王寺公園の有料化について調査しているもの[4] 等があるが、ホームレスの寝場所の移動履歴と排除の実態および両者の関係を考察した研究はない。

2．全国及び川崎市のホームレス事情の概観

(1) ホームレスに関わる法律・制度の概観

2002 年に我が国では初めてホームレス支援が明文化された「ホームレス自立支援法」が制定された。この法律では、ホームレスを「都市公園、河川、道路、駅舎その他の施設を故なく起居の場所とし、日常生活を営んでいる者」と定義しているが、これは公共空間のホームレスの利用を認めるものではない。また基本方針はホームレスを「勤労意欲はあるが職のない者」「福祉的援護が必要な者」「社会生活を拒否する者」と三分類したが[5]、これは行政が提供する支援サービスを拒む者を一様に「社会生活を拒否する者」として強制撤去の対象とする可能性を持つとされる[6]。

(2) 公共空間の管理に関する法律等について

ホームレスが起居の場所として利用する公共空間は【表1】[7] の各法で管理されており、ホームレスが寝場所として各空間を利用することは各法の占有、私権制限、監督処分の条項内で認められない旨が規定されている。

表1 公共空間の管理に関する法律

	利用空間	管理法等	占有・禁止に関する規定	私権の制限	監督処分	地方公共団体の条例等
工作物設置の制限	道路	道路法	道路法 第32条	道路法 第4条	道路法 71条	地方公共団体管理の公共施設についての管理・占有に関する条例（占有許可条例・占有料徴収条例等）
		道路交通法	道交法 第76条	―――	―――	
占有の制限	河川	河川法	河川法 第24条	河川法 第2条	河川法 第75条	
	港湾・海岸	港湾法	港湾法 第37条	―――	港湾法 第40条	
		海岸法	海岸法 第7条	海岸法 第8条	海岸法 第41条	
工作物設置による占有の制限	都市公園	都市公園法	都市公園法 第6条	都市公園法 32条	都市公園法 第27条	

* 正会員 東京工業大学大学院社会理工学研究科（Tokyo Institute of Technology）
**正会員 東京三菱 UFJ 銀行（Bank of Tokyo-Mitsubishi UFJ）

(3) 全国的なホームレスの実態

2002 年のホームレス自立支援法の制定を受けて、2003 年から行われている「ホームレスの実態に関する全国調査」によれば、全国のホームレス数は減少傾向にあるが、最近は減少幅が小さくなっている【表 2】[8]。また彼らの起居場所別割合を見ると、全国的にホームレスが集中している場所は都市公園、河川、道路となっている【図 1】[9]。

表 2 ホームレス数（全国）

	男	女	不明	合計
2003 年 調査	20,661 (81.6%)	749 (3.0%)	3,886 (15.4%)	25,296(100%)
2007 年 調査	16,828 (90.7%)	616 (3.3%)	1,120 (6.0%)	18,564(100%)
2008 年 調査	14,707 (91.8%)	531 (3.3%)	780 (4.9%)	16,018(100%)
2009 年 調査	14,554 (92.4%)	495 (3.1%)	710 (4.5%)	15,759(100%)

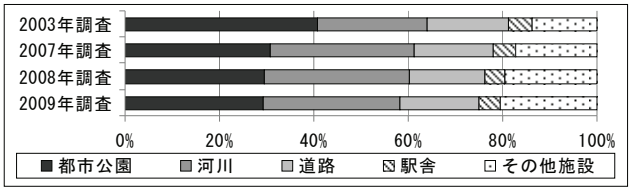

図 1 ホームレスの起居場所別割合（全国）

(4) 神奈川県川崎市におけるホームレス問題への対応

神奈川県川崎市は京浜工業地帯の一角として労働者の町として栄えたが、経済情勢の悪化を受けてホームレス数が増加したことを背景に、1994 年から独自にホームレス支援施策を展開している。2000 年以降では 2003 年にホームレス数はピークを迎え、それ以降、ホームレス数は減少している【図 2】[10]。市の支援施策【表 3】[11]は、①期は主に食糧・健康福祉を重点とした施策と巡回相談事業[(1)]を展開しているが、②期からは居住や就労を支援方針の柱としている。③期からは地域やコミュニティー型の自立支援を中心に移行してきている。ただ一方で愛生寮[(2)]と富士見生活づくり支援ホーム[(3)]の設置は、ＪＲ川崎駅コンコースを寝床とする数十名以上のホームレスと富士見公園の大量小屋群への対応であったといえ、都市開発の際にそこにいたホームレスを収容するという目的が強かった。

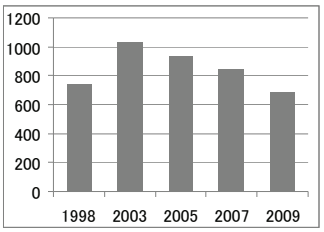

図 2 川崎市のホームレス数

表 3 川崎市の支援施策の変遷

計画時期	事業名称	施行年
① 自立支援計画以前からの施策	食料品支給事業（2006 年廃止）	1994 年
	越年対策事業	1994 年
	健康診断	1994 年
	野宿生活者救急医療円滑化事業	1995 年
	一時宿泊事業（2003 年廃止）	1996 年
	巡回相談事業	2000 年
② 第 1 期自立支援計画からの施策	緊急一時宿泊施設「愛生寮」（2009 年廃止）	2004 年
	自立支援市民事業	2004 年
	就労自立支援センター	2006 年
	富士見生活づくり支援ホーム	2006 年
③ 第 2 期自立支援計画からの施策	自立支援センターサテライト型事業	2008 年
	グループホーム型事業	2008 年

3．ホームレスの寝場所の移動履歴と傾向

本章では、過去にホームレス支援を通して川崎市あるいは支援 NPO と関わったホームレスに関する、聞取りデータを集積し作成した個人別データベースから、ホームレスの寝場所の移動に注目し、その実態と傾向を分析する。

(1) 個人別データベースとその作成について

トータルサポート[(4)]を可能にするための個人別データ作成のために、川崎市ホームレス支援 NPO 川崎水曜パトロールの会から、これまで巡回相談等で聞き取ってきたホームレスのデータ及び各支援施設の入所データ等を提供して頂き【表 4】、ホームレスとの過去の接触が追えるデータベースを作成した。作成にあたっては氏名、生年月日を基に同一人物の選定を行い、それができない場合は川崎水曜パトロールの会スタッフの協力により、他の情報によって経験的な同定（名寄せ）を行った。同定不能データを削除した結果、有効データ数は 10034 件、2601 人が同定できた。このうち寝場所が確認できたのは 1536 人（うち自立支援施設や病院、簡易宿泊所等の野宿ではない人は 186 人、オープンスペースを寝場所とする人は 1350 人）であった。

表 4 使用データの概要

	巡回相談 A 2006.04～2008.08	巡回相談 B 2006.04～2008.07	食料品支給事業 2003.10～2004.04	一時入所時聞取り 2006.04～2008.05	行旅死 2005～2008	施設入所時聞取り 2008.04～2008.08	健康診断 2007.1	越年対策事業 2007	計
総件数	6141	3380	956	307	122	130	33	74	11143
削除件数	705	404	0	0	0	0	0	0	1109
有効件数	5436	2976	956	307	122	130	33	74	10034

表 5 ホームレスとの過去の接触回数

接触回数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11 −15	16 −20	21 −50	51 −65	総計
人数	1507	296	181	157	86	65	52	44	35	30	88	51	0	9	2601
延接触回数	1507	592	543	628	430	390	364	352	325	300	1116	900	0	2587	10034

(2) ホームレスの人数と寝場所数

過去に支援 NPO と関わったことのあるホームレスの寝場所を抽出した結果、157 ヶ所[(5)]が確認された。川崎市の福祉管轄区 9 区【図 3】ごとにホームレス数と寝場所数を見ると【表 6】、川崎中央が人数･寝場所数共に圧倒的に多く、そこを中心として他の管轄区へ遠ざかるごとに人数、寝場所共に減少していく傾向にある。次に、それぞれの寝場所を空間属性（河川、公園･緑地、駅・バスターミナル、道路、公共施設、その他）に分類して集計した【図 4】。最も利用の割合が高いのは公園･緑地で、全国統計と同様であ

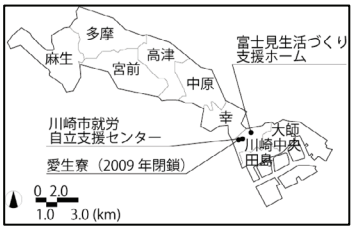

図 3 川崎市の福祉管轄区域

表 6 福祉管轄別のホームレスの寝場所数

福祉管轄	大師	川崎中央	田島	幸	中原	高津	宮前	多摩	麻生	計
ホームレス数（人）	129	709	20	166	190	95	6	29	6	1350
寝場所数（ヶ所）	15	60	4	22	28	13	3	7	5	157

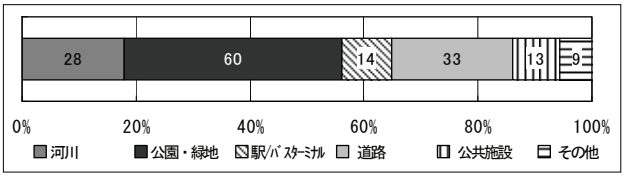

図 4 ホームレスの寝場所の空間属性別割合（川崎市）

るが、次に道路、河川と続いていた。なお、各管轄区内での空間属性別の人数では、河川に関してのみ中原区が最も多く、他の空間属性とは異なる傾向が見られた。

(3) 接触期間[6] および接触回数と寝場所の移動回数

寝場所を特定できた 1536 人のうち、接触回数が 1 回だけだった人は 512 人と全体の約 33%を占めている。これらの人を除いた 1024 人の接触期間別および接触回数毎の寝場所の移動回数の割合を表したものが【図 5】【図 6】である。なお 1024 人のうち、寝場所の移動回数が 0 回だった人は 403 人、1 回以上移動していた人は 621 人であり、約 60%の人は寝場所を移動していた。【図 5】をみると、接触期間が長いほど寝場所の移動回数が増加していることがわかる。また、【図 6】の接触回数が 6 回までに着目すると接触回数の増加に伴って寝場所の移動回数が増加しており、【図 5】の結果も勘案すると、時間の経過とともに寝場所を変えるホームレスが多いことがわかる。一方で、接触回数が増えても寝場所を移動しない人は 10～40%程度存在していた。

(4) ホームレスの移動のパターン

寝場所の移動が確認できた 621 人のうち移動回数が 5 回までの 587 人の移動パターンを表した【図 7】[7]。なお図中の折線は寝場所の移動経路を個人別に示したものである。

図から読み取れる傾向として、1 回移動では「7. 愛生寮等」に向かっている人数が他と比べて多いことが挙げられる。これは使用したデータにこれらの施設で取られたものが多いことに拠る。2 回以上の移動ではオープンスペースである「2. 公園」～「5. 公共施設」の間を移動している人もみられるが、オープンスペースから「7. 愛生寮等」や「8. 支援施設」に入所しても「10. アパート等」の安定居住につながる人は少数であり、オープンスペースに逆戻りしているパターンや、オープンスペースと「7. 愛生寮等」や「8. 支援施設」への出入りを繰り返すパターンも多く見られた。

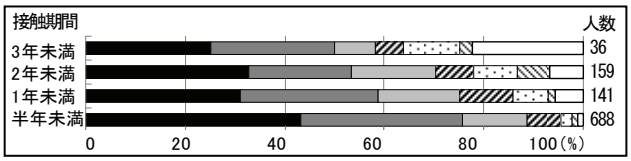

図 5 接触期間別の寝場所移動回数の割合（凡例は図 6 と同じ）

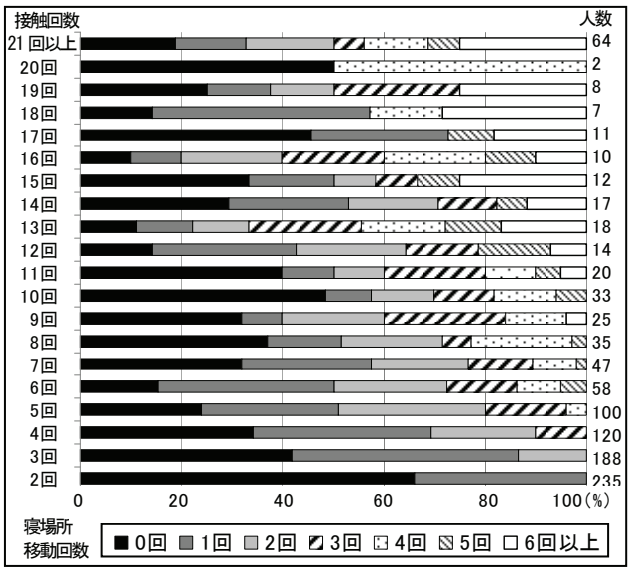

図 6 接触回数毎の寝場所移動回数の割合

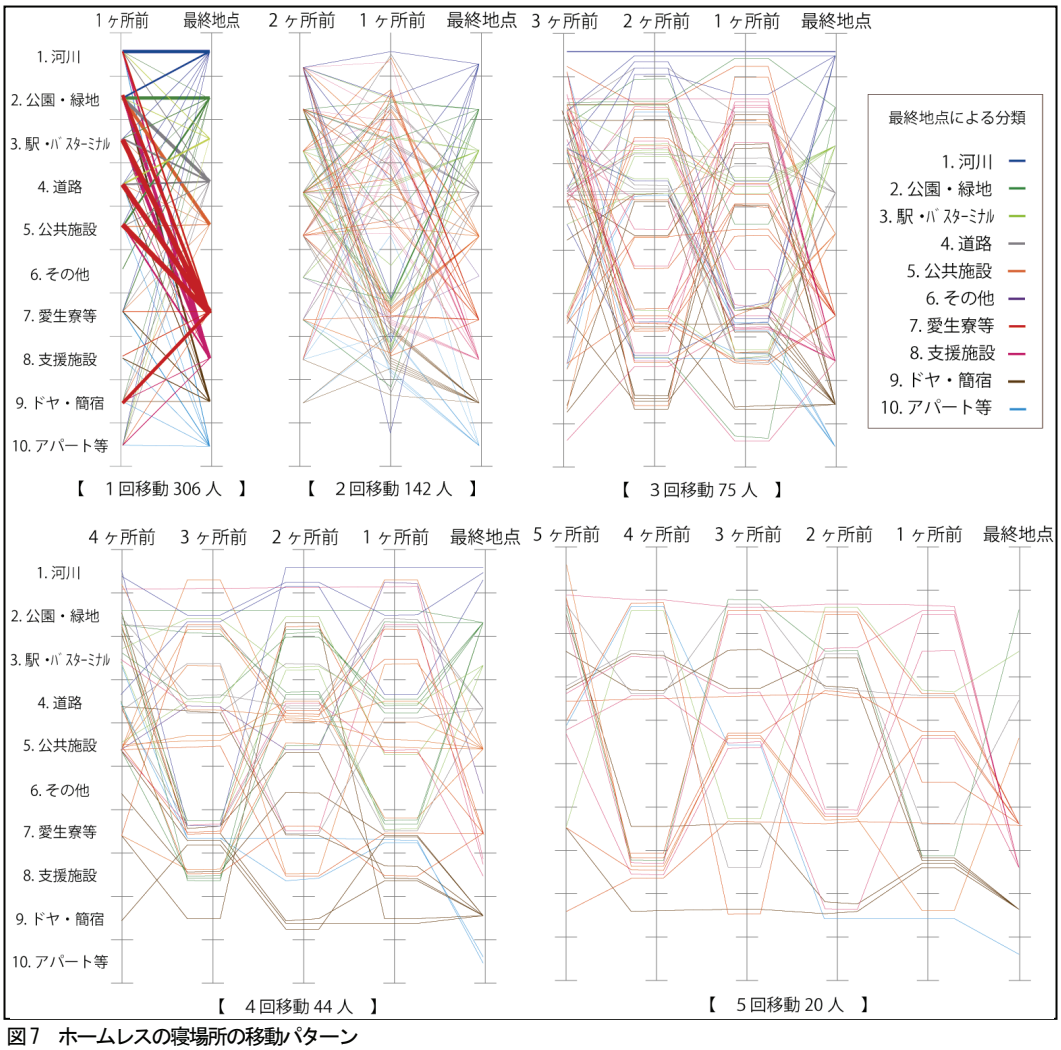

図 7 ホームレスの寝場所の移動パターン

(5) ホームレスの個人別移動の分析

寝場所の移動が確認できた621人に対し、各人が経験した移動パターンのうち、1人のホームレスが過去に経験した2点間での移動を単位としてまとめた[8]【表7】【表8】。

【表7】を見ると、出発点では「2. 公園・緑地」(20.4%)、「4. 道路」(19.5%)、「7. 愛生寮等」(14.4%)、「3. 駅・バスターミナル」(12.8%)が、着地点では「7. 愛生寮等」(20.9%)、「4. 道路」(16.2%)、「8. 支援施設」(15.5%)、「2. 公園・緑地」(13.1%)が高い割合を示しており、特に「2. 公園・緑地」、「4. 道路」、「7. 愛生寮等」は発着点として共に高い割合であるため、様々な場所への中継点としての役割を持っていると考えられる。ただし、「7. 愛生寮等」が中継点となっているのは、緊急一時宿泊施設であることが起因していると考えられる。

次に【表8】をみると、「1. 河川」の移動者の割合が47.3%と最も少なく、移動があっても河川から河川への移動者数が24人と最も多いことから、河川を利用するホームレスはその場に定着していると考えられる。また「8. 支援施設」を出発点とし「9. ドヤ・簡宿」、「10. アパート等」を着地点として移動している人は、95人中32人(33.7%)であり、約3割の人が一時的にでも野宿から脱却している。一方で、「8. 支援施設」を出発点としオープンスペース(1. 河川～5. 公共施設)へと戻ってしまう人は95人中47人(49.5%)と約5割に上る。また「10. アパート等」の安定居住に至ったものの、そこからオープンスペース(1. 河川～4. 道路)に逆戻りしている人は14人中8人とこちらも半数以上に上る。

表7 発着点毎の移動経験者数割合 (%)

移動経験者数比		着 1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	計
発	1 河川	2.0	1.1	0.2	1.0	0.3	0.1	1.5	1.5	0.1	0.3	8.0
	2 公園・緑地	1.5	2.9	1.0	3.8	2.5	0.4	3.5	3.9	0.8	0.1	20.4
	3 駅・バスターミナル	0.3	0.8	0.4	3.2	0.5	0.2	4.3	2.4	0.5	0.1	12.8
	4 道路	0.8	2.7	3.9	3.1	1.4	0.1	5.1	1.8	0.5	0.1	19.5
	5 公共施設	0.3	1.8	0.5	1.6	1.1	0.0	2.8	1.8	0.3	0.2	10.2
	6 その他	0.0	0.3	0.1	0.3	0.0	0.1	0.3	0.2	0.0	0.0	1.3
	7 愛生寮等	0.8	1.7	2.0	1.8	1.3	0.1	1.0	2.6	2.3	0.9	14.4
	8 支援施設	0.3	1.1	0.9	0.8	0.8	0.1	1.1	0.2	1.8	0.8	7.9
	9 ドヤ・簡宿	0.2	0.6	0.3	0.5	0.3	0.0	1.1	0.8	0.7	0.2	4.4
	10 アパート等	0.3	0.2	0.1	0.2	0.0	0.0	0.1	0.3	0.0	0.1	1.2
計		6.3	13.1	9.4	16.2	8.1	1.0	20.9	15.5	6.9	2.8	100.0

表8 空間属性別の移動者の人数と割合

		着 1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	移動人数(n)	非移動人数(m)	移動者数比(n/n+m)
発	1 河川	24	13	2	12	3	1	18	18	1	4	96	107	47.3%
	2 公園・緑地	18	35	12	45	30	5	42	47	9	1	244	122	66.7%
	3 駅・バスターミナル	4	10	5	38	6	2	52	29	6	1	153	39	79.7%
	4 道路	9	32	47	37	17	1	61	22	6	1	233	42	84.7%
	5 公共施設	3	21	6	19	13	0	34	21	3	2	122	33	78.7%
	6 その他	0	4	1	3	0	1	4	2	0	0	15	4	78.9%
	7 愛生寮等	9	20	24	22	15	1	12	31	27	11	172	23	88.2%
	8 支援施設	3	13	11	10	10	1	13	2	22	10	95	10	90.5%
	9 ドヤ・簡宿	2	7	3	6	3	0	13	9	8	2	53	10	84.1%
	10 アパート等	3	2	1	2	0	0	1	4	0	1	14	12	53.8%

注)非移動人数とは、2回以上の接触がありながらも寝場所の移動がなかった人数

4. ホームレスの排除事例と寝場所としての継続性

本章では、まずホームレスが寝場所を移動せざるを得なかった事例を収集し、その時期、場所、理由、寝場所の空間的変化等を整理する。また前章で把握された川崎市内のかつてホームレスの寝場所であった157ヶ所の現状を調査し、寝場所としての継続性を主に空間属性から分析する。

(1) さまざまな排除の事例とその分類

川崎水曜パトロールの会スタッフの方を対象に、これまでの活動中に出会ったホームレスが寝場所を移さざるをえなかった事例についてヒアリング調査を行った。また同団体が発行している季刊誌からホームレスの空間排除に関する掲載内容を抜粋しヒアリング結果とともに整理した。調査概要を【表9】に示す。また整理の結果、ホームレスが寝場所から排除される要因を以下の6つに分類した【表10】。

表9 調査概要

調査方法	調査対象・実施日
ヒアリング調査	川崎水曜パトロールの会スタッフ 2009/11/16、2009/12/9、2010/1/20、2010/1/21
文献調査	川崎水曜パトロールの会季刊誌「頭痛の種」 2003. No. 27～2009. No. 55

表10 空間的な排除の分類

工事A	工事B	工事C	住民圧力	襲撃	自己理由
通常の工事 例)都市開発	イベント関連の工事 例)市民祭り	排除目的の工事 例)フェンス化	追い出しの説得・圧力	少年らによる暴力	野宿者側による問題 例)ケンカ、地域トラブル

(2) 排除による空間の変化

排除が起こった場所と空間属性、排除分類、それぞれの出来事から現在までの空間の変化と現在の利用可能状況[9]をまとめた【表11】。全51ヶ所あり、最も多かったのは「住民圧力」(15ヶ所)と「襲撃」(15ヶ所)で、「住民圧力」は2003年以降継続してどの年代でも見られるが、「襲撃」は2004年に集中している。またホームレス自身が原因で場所の利用が不可能になっている「自己理由」も少数だが見られた。現在の利用可能状況を見ると、全50ヶ所のうち約半数にあたる27ヶ所で、その後、野宿が不可能となっている。

次に、排除分類と空間属性、空間の変化、現在の利用可能状況とのクロス集計結果【表12】を見る。

空間属性では「2. 公園・緑地」が21ヶ所と最も多く、続いて「4. 道路」が12ヶ所と続く。しかし【図4】でみたように寝場所として3番目に多かった「1. 河川」では、排除がおこった場所は1ヶ所と最も少なく、河川は多数の人に利用されている割には排除をうけるような出来事はあまり起こっていないといえる。また「襲撃」は属性に関係なく発生しているが、一般の人のアクセスの少ない「1. 河川」では「襲撃」が少ないことがわかる。

続いて、空間の変化と現在の利用可能状況を見ると、まず「工事A」では主に小屋や荷物の撤去が起こるが、現在の利用可能状況は異なっており、例えば2004年のＪＲ川崎駅の西口再開発では、それに関連している場所が「野宿不可」となっているが、2008年の第三京浜高架下の工事ではそのまま野宿は可能な状態となっている。「工事B」では基本的に小屋や荷物の撤去がされるが、それ以外の空間の変化はなく、富士見公園の2ヶ所以外はイベント期間外は「野宿可能」「一時的滞在可」となっている。「工事C」では3ヶ所全てが「野宿不可」となっており、ホームレスを継続的に排除する結果となっている。「住民圧力」では小屋の撤去をはじめ、様々な空間の変化がみられ、「野宿不可」となる割合が最も高い。「襲撃」は、再度襲撃が起きないよう小

屋や荷物の撤去、フェンス設置、整備工事によりホームレス自身を排除する空間の変化が起きている。

表11 排除の全事例

年代	場所	空間属性	排除分類						その後に起こった空間の変化						現在の利用可能状況		
			工事A	工事B	工事C	住民圧力	襲撃	自己理由	小屋の撤去	荷物の撤去	フェンス設置	ベンチ改修	整備工事	その他空間変化	野宿可能	一時的滞在可	野宿不可
2000	新町緑地西側	2						●	●	●			●			●	
	市役所通り	4			●												●
	UR社宅と病院の間	6			●						●			●			●
	ルフロン横緑地	2	●						●			●	●			●	
2001	県立図書館横	2						●	●				●			●	
2002	天飛トンネル	4					●			●			●				●
2003	川崎球場雨天練習場横	2				●			●				●			●	
	六郷橋下駐車場	6					●				●		●	●			●
	合同庁舎	5					●			●	●						●
2004	JR川崎駅東口4番裏	3					●		●								●
	JR川崎駅東口5番近く	3					●		●								●
	京急ガード下	3					●									●	
	豊家	8					●										
	六郷橋横	1					●			●			●			●	
	JR川崎駅西口ミューザ前	4					●			●							●
	富士見公園メーデー広場	2					●										●
	大師公園公式野球場横	2					●									●	
	大師公園子ども文化ｾﾝﾀｰ	5					●			●							●
	裁判所前歩道橋	4					●		●	●	●					●	
	JR川崎駅コンコース	3	●							●				●			●
	BE横	3	●														●
	UR社宅横緑地	2				●			●								●
	アゼリア入口	3	●						●	●						●	
	西口コンコース下	4	●						●								●
	八丁畷横南武線高架下	6				●				●				●			●
2005	新町緑地東側	2				●			●				●				●
	JR溝の口駅	3				●								●			●
2006	富士見公園全体	2		●					●	●							●
	等々力公園	2		●											●		
	ハローブリッジ高架下	4		●						●						●	
	武蔵中原駅	3				●				●		●	●				●
2007	堀川町JR沿い	2	●						●				●		●		
	ラゾーナ前	4				●					●						●
	港町公園	2				●			●							●	
	渡田新町公園	2				●			●				●			●	
2008	杉本電気	6				●										●	
	久根崎歩道橋	4				●				●	●						●
	川崎運送ビル前	6				●										●	
	堀之内廃ビル前	4				●					●						●
	御幸公園	2	●						●	●	●						●
	第三京浜高架下	4	●							●					●		
	池上新町中緑道	2						●							●		
2009	藤崎つつじ公園	2				●			●			●		●			●
	川崎駅バスターミナル	3	●														●
	幸緑道	2						●							●		
	関東モータースクール前	4				●				●						●	
	アゼリア内部	4			●							●					●
毎年11月	富士見公園祭り使用ｴﾘｱ	2		●						●							●
毎年夏	富士見公園プール前	2		●						●						●	
毎年夏	上平間公園プール前	2		●						●						●	
毎年夏	大師公園プール前	2		●						●						●	
計			9	7	3	15	15	2	17	21	8	4	11	6	5	18	27

注）空間属性の番号は、1河川、2公園・緑地、3駅・ﾊﾞｽﾀｰﾐﾅﾙ、4道路、5公共施設、6その他。
また、その後に起こった空間の変化は複数選択となっている。

表12 排除のクロス集計結果

		空間属性						その後に起こった空間の変化						現在の利用可能状況		
		1 河川	2 公園・緑地	3 駅・バスターミナル	4 道路	5 公共施設	6 その他	小屋の撤去	荷物の撤去	フェンス設置	ベンチ改修	整備工事	その他空間変化	野宿可能	一時的滞在可	野宿不可
排除分類	工事A		3	4	2			5	4	1	1	2	1	2	2	5
	工事B		6		1			1	6					1	4	2
	工事C				2					1	1		1			3
	住民圧力		6	2	4		1	6	4	3	2	4	3		6	9
	襲撃	1	4	3	3	2	3	3	6	3		3	1	2	4	8
	自己理由		2				1	2	1			2			2	
計		1	21	9	12	2	5	17	21	8	4	11	6	5	18	27

(3) 寝場所の現在の利用状況

次に3章で抽出されたホームレスの寝場所157ヶ所について現在の利用可能状況を調査し、排除が起こった場所での結果も合わせて空間属性とのクロス集計をした【表13】。

まず全体を見ると、寝場所157ヶ所のうち約25%にあたる41ヶ所は、現在は「野宿不可」となっており、そのうちの27ヶ所はなんらかの排除行為の起こった場所であった。

次に空間属性別に見ると、「1.河川」は全28ヶ所のうち1ヶ所以外は野宿可能であり、小屋等を建て終日滞在するような利用形態だと言える。「1.河川」での排除は非常に少なく、現在の利用可能状況も「一時的滞在可」となっている。「2.公園・緑地」は寝場所として最も利用される数が多いが「一時的滞在可」の割合が高く、日中は多くの荷物を持って移動し、夜間になるとダンボールハウスを利用し野宿していることが多い。「3.駅・バスターミナル」は「一時的滞在可」だけであり、「野宿不可」の場所が半分を占め、これらは全て排除が起こった場所である。一時滞在する際も、ごろ寝、もしくはダンボールや寝具を敷く程度の比較的装備が必要でない寝方が多い。「4.道路」も「2.公園・緑地」と同様に寝場所として多く利用されているが、「野宿不可」と「一時的滞在可」がほとんどを占めている。また「2.公園・緑地」「3.駅・バスターミナル」「4.道路」を合わせた107ヶ所でみると、「野宿不可」が34ヶ所(31.7%)、「一時的滞在可」が63ヶ所(58.8%)を占めており、終日同じ場所に居続けることが可能な場所は多くないことがわかる。

表13 寝場所の現在の利用可能状況

	野宿可能	一時的滞在可	野宿不可	計
1 河川	26	1 (1)	1	28
2 公園・緑地	8 (4)	41 (10)	11 (7)	60
3 駅・ﾊﾞｽﾀｰﾐﾅﾙ		7 (2)	7 (7)	14
4 道路	2 (1)	15 (3)	16 (8)	33
5 公共施設		9	4 (3)	13
6 その他	1	6 (2)	2 (2)	9
計	37 (5)	79 (18)	41 (27)	157

注）カッコ内の数字は排除が起こった場所数

5. 考察

本研究では、これまで困難であったホームレスに関する個人別データベースの構築を行うことで、寝場所の移動の実態を把握した。その結果、寝場所を移動する人が約60%、移動しない人も約40%いることがわかった。また個人が行った2地点間の移動の分析からは、河川には継続して野宿する人々がおり、他方で公園・緑地、道路、駅・バスターミナルなどは移動しながら一時的に野宿する人々がいることがわかった。支援施設に入所後の移動からは、ドヤやアパートなど野宿から一応脱却する人々が約30%いる一方、河川、公園・緑地、道路、駅・バスターミナルといった野宿に戻ってしまう人が半数に上ることも明らかになった。

寝場所の継続性では、直近10年に約50件のホームレスを排除する行為が確認された。住民の圧力や襲撃による寝場所からの排除が最も多く、またそれらは主に公園・緑地、道路、駅・バスターミナルで生起しており、排除後には小屋や荷物の撤去はもとよりフェンス設置や、整備工事により継続的に野宿が出来ないようにする強い傾向が見られた。

本調査で確認された、川崎市で一度でも寝場所であった157ヵ所について、現在の利用可能状況を調査した結果、約25%の41ヵ所が野宿できない状況になっており、内27ヵ所でホームレスを排除する行為が起こっていた。また河川のほとんど（28ヵ所中27ヶ所）が現在でも継続して野宿可能な場所となっているのに対し、公園・緑地、道路、駅・バスターミナル（計107ヵ所）は約30%が野宿不可、約60%が夜間のみ野宿可能な場所となっていた。これは排除行為が主として公園・緑地、道路、駅・バスターミナルで起きていることと関連していると推測できる。また公園・緑地、道路、駅・バスターミナルでは、ホームレスの人々が寝場所を移動していることとも深く関係していると考えられる。他方では排除行為がほとんど報告されておらず安定的に野宿が可能な河川に、継続的に寝場所を維持する人々がいるのも同様に考えられる。

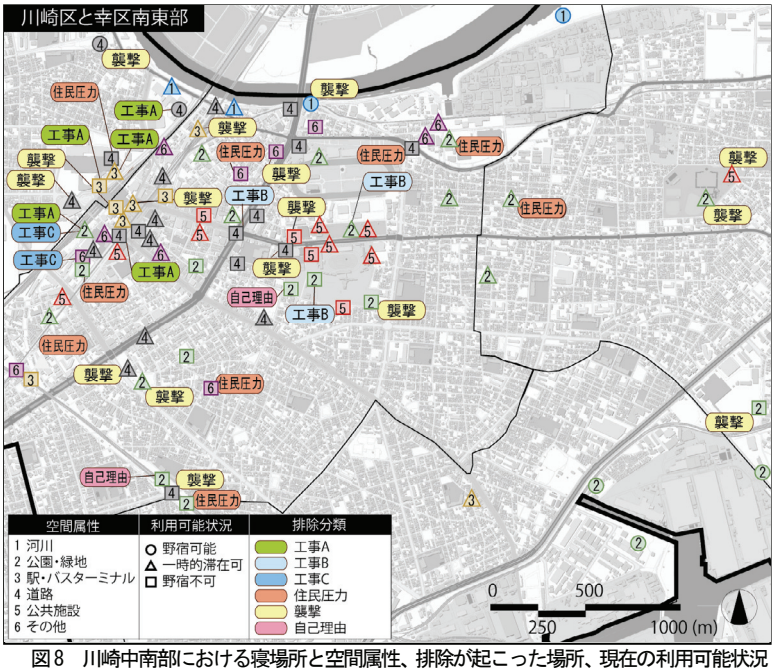

図8 川崎中南部における寝場所と空間属性、排除が起こった場所、現在の利用可能状況

以上、野宿から脱却できない「社会生活を拒否する者」は、河川のように物理的に見えない、あるいは公園のように時間的に見えない場所を寝場所としていることが明らかとなった。これはホームレス問題の不可視化が進んでいることを示しており、ホームレス問題の解決のために求められている社会的包摂の試みを、より困難にするものだと考えられる。今後の課題として、個人別データベースへの情報蓄積（これまで受けた支援、阻害要因、年齢、相談場所等）を進めた上で統計的に分析することにより、ホームレスの人々が実際に受けている様々な支援・時期およびその効果について定量的に把握し、就労、居住、医療、福祉等に関する社会的資源の投入時期や投入の仕方について、幾つかの道筋を具体的に提案したい。

6. 結論

本研究の結果、以下の点が明らかになった。

1. 川崎市のホームレス支援NPOから提供を受けたデータを個人別データベースとして構築し、寝場所の移動の実態を明らかにした。
2. 寝場所を移動している人は全体の60%程度であり、また河川では一定の場所で野宿を継続する人が、公園や道路、駅では移動を繰り返しながら野宿する人が多いことがわかった。
3. 排除行為の発生は公園、道路、駅にある寝場所で起こることが多く、河川では少ない。このことが結論2の移動と固定と関係あることが推測される。

<謝辞>
調査にあたりNPO「川崎水曜パトロールの会」の方々に多大なるご協力を頂きました。ここに感謝の意を表します。また本研究は日本学術振興会科学研究費補助金基盤研究(C)（課題番号21530581）の一環として行われました。

<補注>
(1) 同事業は、1993年に結成された川崎市ホームレス支援NPO「川崎水曜パトロールの会」が結成時より行ってきた巡回相談事業を市のホームレス支援事業として位置づけ、同NPOの活動に川崎市が補助金を出す形で行われている。具体的には、川崎市内の公園等を中心にホームレス及びホームレスとなるおそれのある者の起居する場所を巡回し、アウトリーチ手法による面接・相談を実施している。なお、同NPOの構成員ではない市の職員も別に巡回を行っている。
(2) 夜間宿泊のワンナイトシェルターと日中通所型サービスを行う緊急一時宿泊施設で、2004年に設置された。生活・就労相談のほか、洗濯、シャワー、理髪、古着の提供等を行っていたが、2009年に廃止された。
(3) 富士見公園及びその周辺に起居するホームレスを対象に、宿所及び食事の提供、健康診断、生活相談・指導等を行い、公共職業安定所等との連携の下で就労自立支援を行うとともに、福祉事務所等との連携の下で福祉的自立支援を行う施設で、2006年に設置された。
(4) 個人に注目し、自立あるいはその後の安定した生活を全体として支える、またそのフェーズごとに必要となる社会的資源を全体として用いてホームレスからの安定的な脱却を支援するという考え方。
(5) オープンスペースを寝場所とする1350人の寝場所数であり、自立支援施設や病院、簡易宿泊所等はカウントしていない。
(6) 接触期間とは、各個人が最初に接触した日から最後に接触した日までの期間の長さを意味する。
(7) 移動回数が6回以上は以下の通り。6回7人，7回12人，8回4人，9回2人，10回3人，11回1人，12回1人，13回1人，16回2人，22回1人。
(8) 例えば河川と公園を何度も移動している人については、河川から公園への移動と、公園から河川への移動が1回ずつカウントされている。
(9) 野宿可能は小屋等が建っており終日野宿に使われている場所、一時的滞在可は小屋等は建てられないが夜間の野宿が可能な場所、野宿不可は野宿はできない場所を示す。

<参考・引用文献>
1) 厚生労働省(2003)「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」2009年には新たな基本方針が策定され、この中では「社会生活から逃避している」という表現に変わっている。
2) 杉友ジョージ他(1999)「ホームレスによる公園占有の実態とそのメカニズムに関する研究」、日本建築学会計画系論文集、No.517、pp215-222
3) 鈴木亘(2003)「GISを用いたホームレス居住圏の分析と都市政策」、山崎福寿・浅田義久編「都市再生の経済分析」所収論文(第8章)、pp181-201、東洋経済新報社
4) 永橋為介他(1996)「大阪市天王寺公園の管理の変遷と有料化が及ぼした野宿者排除の影響に関する研究」、日本造園学会研究発表論文集、No.59(5)、pp213-216
5) 厚生労働省・国土交通省（2008）「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針 第3-1 基本的な考え方」
6) 原口剛（2008）「都市のイマジニアリングと野宿生活者の排除」、龍谷大学経済学論集、pp. 29-46
7) (財)都市づくりパブリックデザインセンター（2007）「公共空間の活用と賑わいまちづくり」、p49-60、学芸出版社、
8) 厚生労働省「平成21年度ホームレスの実態に関する全国調査」より作成
9) 前掲8)より作成
10) 川崎市（2009）「第2期 川崎市ホームレス自立支援実施計画」、p4
11) 前掲10)、p9